

桜川市マスコットキャラクター さくりん デザイン使用マニュアル

- デザインを正しく使用していただくために必ずお読みください
- 桜川市マスコットキャラクター使用取扱要綱に従い、正しく使用してください



2022.09.01版



茨城県桜川市

目次

1.著作権と商標権等について-----	1
2.申請が不要な場合-----	2
3.申請手続きについて-----	3
①申請書類-----	4
申請書に添付する企画書について-----	5
②申請書の提出先-----	6
③申請から承認までの流れ-----	7
④完成品等の提出-----	8
⑤遵守事項-----	9
4.使用上の留意点-----	10
5.デザイン・カラーについて-----	14
Q&A-----	15
デザイン使用に関するお問合せ-----	18

1.著作権と商標権等について

- さくりんに関する著作権・商標権等は桜川市に帰属します
- さくりんのデザインを使用する場合には、事前に申請を行い、承認を受けてから使用してください

2.申請が不要な場合

■ 図柄を変更せず、かつ平面で使用する場合
次のいずれかに該当するとき、申請の必要はありません

1. 市及び市職員が業務に使用する時
2. 市が使用を依頼する時
3. 市内の学校等が教育の目的で使用する時
4. 報道機関が報道及び広報目的で使用する時
5. 個人が営利目的をせず、かつ、個人的又は家庭その他これに準ずる限られた範囲において使用する時

3.申請手続きについて

- 桜川市マスコットキャラクター使用取扱要綱に従い、正しく使用してください
- 使用料は無料です

①申請書類

- 申請書(押印不要)
- 企画書(使用目的、内容が分かるもの)
- 申請者の概要書(企業パンフレット、個人プロフィール等)

申請書は桜川市ホームページからダウンロードできます
【さくりんのデザイン使用について】

URL: <https://www.city.sakuragawa.lg.jp/page/page007546.html>

→ 関連ダウンロード → マスコットキャラクターデザイン使用承認申請書(様式第1号)をダウンロード

申請書に添付する企画書について

- 商品の図案、レイアウトなど具体的にどのように使用するのかが分かるものを添付してください

〈申請時にデザインが確定していない場合〉

- 作成前の段階で申請書を提出する場合は、イメージ図でも可能です

※ただし、デザインが確定後、商品の制作を行う前に必ずデザイン監修を受けてください

②申請書の提出先

<郵送申請の場合>

〒309-1293

茨城県桜川市羽田1023番地

桜川市市長公室企画課

<電子メールの場合>

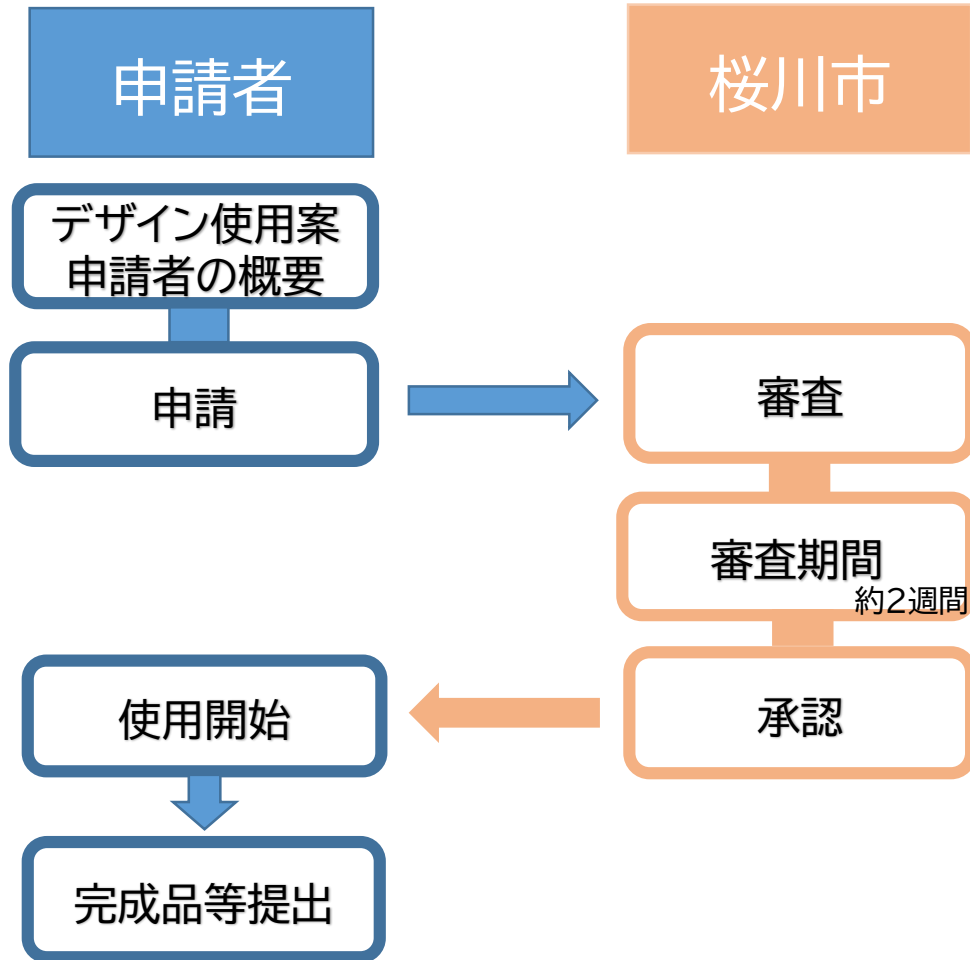
kikakuka_s@city.sakuragawa.lg.jp

件名を【桜川市マスコットキャラクターデザインの使用申請について】にしてください。

<窓口申請の場合(持参)>

桜川市役所大和庁舎 2階 企画課

③申請から承認までの流れ



①デザイン使用案、申請者の概要を添付し、所定の申請書を提出

②受付後、桜川市で審査
※修正などの必要が生じた場合は、申請者へ連絡
(審査後、使用承諾決定通知書を発行)

③申請者は使用承認決定通知書を受領後、使用開始
(使用にあたって条件がある場合は、条件に基づいて使用する)

④完成品等の提出

- 承認にかかる物品等の完成品を提出してください。ただし、完成品の提出が困難である場合には、その使用状況がわかる写真(データでも可)を提出してください
- 承認された内容を変更する場合は、変更の内容が分かる書類を添付し、使用変更承認申請書(様式第4号)を提出し、承認を受けてください

⑤遵守事項

1. 承認された目的及び用途にのみ使用し、市長の指示する条件に従うこと
2. 使用承認によって生じる権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと
3. 市長が特に認めた場合を除き、定められた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。ただし、キャラクターのイメージを保持し、単色により使用する場合は、この限りではない
4. キャラクターのイメージを損なわないようにすること
5. デザインを使用する際には、必ずキャラクター等の直下またはその直近に「桜川市マスコットキャラクター さくりん」又は「©桜川市」と表示すること
6. 承認にかかる物品等の完成品は速やかに提出すること
7. キャラクターデザインについて知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録しないこと

4. 使用上の留意点(コピーライトの表記)

さくりんのデザインを使用する場合、コピーライトの表記が必要になります。さくりんのデザインと一緒に、以下のいずれかを表記してください

- ①桜川市マスコットキャラクター さくりん
- ②©桜川市

表記例



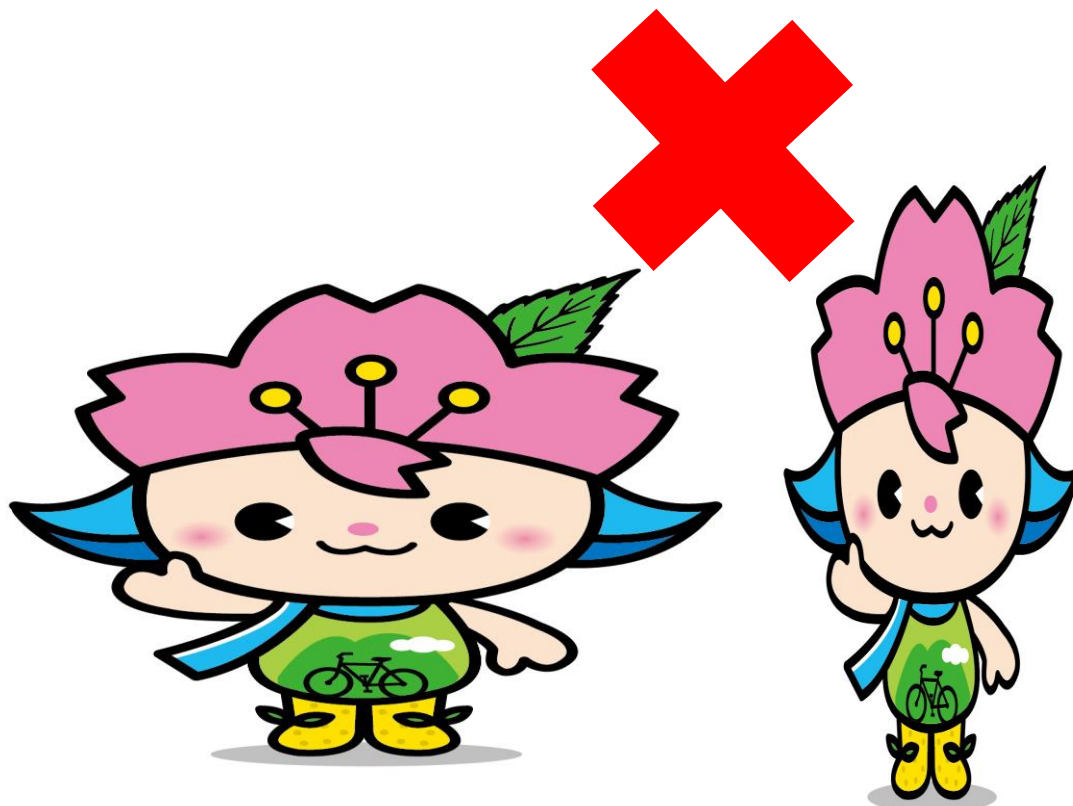
桜川市マスコットキャラクター
さくりん



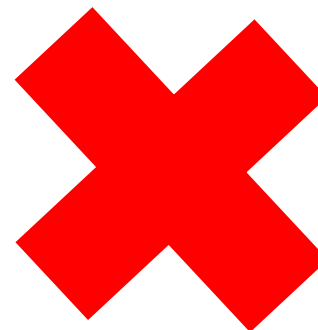
©桜川市

- ・フォント（書体）及びフォントサイズについては指定ありません

使用上の留意点（縦横比の変更禁止）



使用上の留意事項（吹き出しの禁止）



さくりんは喋りません。吹き出し等を使ったイラストの補足は禁止です。

使用上の留意点（商品名称、商号、屋号について）

原則

- 商号、店名への利用は不可
- 商品のキャッチコピー、フェア、キャンペーン名等において、さくりんが特定の商品、サービスを推奨しているような表示は不可

例：さくりんおすすめ！クッキー











※既に利用されている商品名称および同一デザインでの利用は不正競争防止法に違反する可能性があります。

市では、商品名称、デザインの重複までは審査しないため、事前によくご確認ください。

5. デザイン・カラーについて

桜川市マスコットキャラクター使用取扱要綱に従い、正しく使用してください



	M60%
	C70%+Y100%
	C40%+Y85%
	C70%
	C100%+M40%
	Y100%+M10%
	Y100%+M10%+K20%
	M15%+Y20%
	K100%
	35%

Q&A

- デザインを使用するにあたって、使用料はかかりますか。
→ デザイン使用料はかかりません。
- 前に申請した商品の絵違いを販売したいのですが、申請は必要ですか。
→ 新たに申請書のご提出をお願いします。
- 使用承認を受けた商品の使用期間はありますか。
→ 最長で、承認の翌日から1年を経過する日の属する年度末日になります。期間を超える場合は、追加の申請をお願いします。
(例：令和4年9月1日に承認した場合
→ 令和4年9月2日～令和6年3月31日)

Q&A

- コピーライトを商品に表記しにくい、できない場合はどうしたらよいですか。

→原則、商品への表記をお願いします。

ただし、素材の性質上、商品に表記することが難しい場合には、商品に付随するものの表記で構いません。（商品タグ、パッケージ等）

- 商品に伴う広告物（POPやチラシなど）も申請は必要ですか。

→商品の申請書を提出いただいた場合、申請は不要です。

ただし、承認したデザインとは異なるデザインを広告物に使用する場合には、申請書の提出をお願いします。

- 企業パンフレットやイベントの紹介などに「さくりん」を使用できますか。

→内部資料に「さくりん」を使用する場合は、申請の必要はありません。ただし、外部に配布する場合や、不特定多数の方の目に触れる場合は、申請書の提出をお願いします。

Q&A

● どのような場合に変更申請が必要になりますか。

→使用承認後、デザインの変更が必要になった場合には、変更申請書が必要となります。商品自体が変わる場合には、変更申請ではなく新規の申請が必要になります。

● さくりんの色を変更することは可能ですか。

→さくりんの色を変更することはできません。指定色または単色での利用となります。

● 個人の場合、添付するプロフィールはどのようなものを記載すればよいですか。

→様式は任意ですが、仕事の内容が分かるものを添付してください。

デザイン使用に関するお問合せ

桜川市マスコットキャラクター
デザイン使用申請受付窓口

桜川市市長公室企画課
TEL:0296-58-5111
(平日 午前8時30分～午後5時15分)



※さくりんデザイン使用マニュアルは必要に応じて、随時更新していきますのでご了承ください。